

第8回 社労士社会政策研究会

開催のご案内

社会保険労務士総合研究機構では、「労働法制・労務管理」「年金・社会保障」及びこれに関連する研究発表の場の継続的な提供、研究成果の普及・発信を行い、企業の健全な発達や労働者等の福祉の向上に寄与するとともに、社労士の地位向上に貢献することを目的として、毎年、「社労士社会政策研究会」を開催しています。

本年度においても以下のとおり開催しますので、この機会にぜひ、ご参加ください。

開催概要

■実施方法 **オンライン開催**

※本年度はオンライン（Zoom／ウェビナー）で参加する方を募集します。

■日 程 **2025年12月3日(水)**

第1部（基調講演、研究成果発表） 13:00～14:55

第2部（分科会） 15:10～16:40

■対象者 **会員（社労士であればどなたでも参加が可能です）**

■参加費 **無料**

■定員 **第1部：1,000名 第2部：各分科会500名**

※申込数が定員に達した場合、受付終了となります。

■申込方法 **右記二次元コードまたは連合会ホームページ会員専用ページ「注目トピックス」から申込ページにアクセスいただきお申し込みください。**



■申込期間 **2025年10月1日(水) 10:00～開催当日**

■プログラム

【第1部】

時 間	内 容
13:00～13:05	開会
13:05～13:10	開会挨拶 若林 正清 連合会会長
13:10～14:00	(1) 基調講演 (50分) 人口戦略と地方創生の重要性—企業・地域・国の連携 講演者：樋口 美雄（慶應義塾大学名誉教授）
14:00～14:10	休憩

14:10~14:50	<p>(2) 研究成果発表 (40分)</p> <p>茨城県の中小企業における人材不足の一考察～採用と定着を中心に～</p> <p>発表者：岡本 淑子（茨城会）</p> <p>＜報告要旨＞</p> <p>少子高齢化の進展により労働力人口が減少し、企業にとって人材不足は深刻な問題となりつつある。また近年の東京一極化集中による地方の過疎化は地方経済を衰退させたばかりか、労働力不足がそのまま人材難という形で中小企業を直撃していく。</p> <p>東京という大都市に近接している茨城県は、県北・県西地域にものづくり産業が集積し、つくば・東海地区は科学技術の拠点となっているため雇用の場には恵まれているものの、若年者の東京圏への県外流出は年々増加している。このままでは、若年者層の人材の確保がますます困難な状態になる。</p> <p>従業員が退職していく中で、会社は新たな人材を採用していくかなければ、5年後、10年後には働く人がいなくなる。中小企業だけでなく、その地域までも衰退してしまう。そうなる前に、企業は今から対策を取らなければならない。</p> <p>そこで、東京圏に近接する茨城県の若年者が県外流出している現状を踏まえて、茨城県における中小企業の人材不足の現状と人材確保及び定着ができるない要因を明らかにする。さらに、会社にとって必要な人材を確保し従業員が辞めずに継続就労していくために、中小企業はどのような対策を取らなければならないのかを追究する。</p>
14:50~14:55	<p>(3) 研究助成制度に関する説明 (5分)</p> <p>村田 毅之 社労士総研所長</p>

【第2部】分科会 (2テーマ同時開催)

※2テーマ同時進行で行いますので、分科会①、②いずれかを選択しご参加ください (両方のプログラムに参加することはできません)

時 間	内 容
15:10~16:40	<p>分科会① (90分)</p> <p>地域を動かす社労士の実践知—地方創生の現場に立つために必要なこと</p> <p>発表者：伴 芳夫（福岡会）</p> <p>コメントーター：樋口 美雄（慶應義塾大学名誉教授）</p> <p>進行役：八木 裕之（大阪会）</p> <p>＜報告要旨＞</p> <p>なぜ今、社労士が地方創生に関わるべきなのか——。</p> <p>鍵を握るのは、「人」の定着と活躍、そして地域と企業、制度と暮らしを“つなぐ力”です。労働・雇用・働き方の制度と実務に精通する私たち社労士こそ、地域の持続的成長を支える専門職としての役割が期待されています。</p> <p>本報告では、福岡県での働き方改革大賞受賞の裏側、働き方をテーマにしたイベントの開催、長崎県の離島でのワーケーション事業など、実際の事例を通じて、制度を地域の文脈に翻訳し、地域課題に向き合う社労士の新たな関わり方を紹介します。</p> <p>人的資本経営の支援者として、多様な働き方を実現する制度設計者として、そして地域をつなぐコーディネーターとして、これから社労士像を見つめ直すきっかけとなる内容を報告・議論します。</p>
15:10~16:40	<p>分科会② (90分)</p> <p>社会保障の向上・増進と社会保険労務士の役割</p> <p>発表者：山本 麻由美（東京会）</p> <p>コメントーター：百瀬 優（流通経済大学経済学部教授）</p> <p>進行役：深澤 理香（東京会）</p> <p>＜報告要旨＞</p> <p>2025年6月18日に第9次社会保険労務士法改正が行われ、社労士の業務や役割について一層の整備がなされた。これにより第一条は「社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もつて豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする。」（下線は報告者が改正で新規に追加された文言に付した）となった。</p> <p>社労士法が成立した1968年は、高度経済成長期にあって被用者保険の被保険者が増え、給付も拡充している時期であった。そのような中で社労士は業務を拡大しながら制度の円滑な実施を支えてきた。それでは、経済状況や人口構成が変わり、社会保障の規模もすでに大きい現在の日本において、これから「社会保障の向上及び増進」を目指すものは何だろうか。少なくとも給付の拡充だけではないだろう。</p> <p>社労士法が改正されたこの機会に、社会保障が対応してきた課題を振り返りつつ、現在直面している課題を確認し、社労士だからこそできる貢献は何か議論したい。</p>

問い合わせ先

全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士総合研究機構 TEL：03-6225-4864

社労士研究助成制度

募集のご案内

連合会では、日々研鑽を積まれている皆様を支援するため、「社労士研究助成制度」を設けています。

本制度は、年に1度研究費の助成希望者を募集し、ご提出いただいた研究計画書等の申込書類に基づき、社会保険労務士総合研究機構に設置する「社労士社会政策研究会運営委員会」（以下「運営委員会」という。）にて選考を行います。選考を通過した研究につきましては、その成果を提出期限までにご提出いただき、内容について審査の上、「可」とされたものにつきましては、研究助成費が支払われることとなります。

つまり、「入口」である申請書類での選考と、「出口」である研究成果の内容の審査、2つの関門を通過してはじめて研究助成費が支払われる仕組みとなっております。

また、本制度は、助成費が支払われるだけでなく、連合会ホームページ等での公開や製本版を作成し都道府県会等に配布するほか、「社労士社会政策研究会」で研究報告を行っていただくことも想定しております。

ぜひ、本制度の趣旨にご賛同いただき、奮ってご応募いただければ幸いです。

第8回 社労士研究助成制度応募要領

1. 対象者

社労士で、「労働法制・労務管理」「年金・社会保障」に関する領域を研究する個人

2. 募集テーマ

①「労働法制・労務管理」もしくは、②「年金・社会保障」に関するもの

3. 研究助成費

20万円（税抜）

4. 研究助成の申請方法

研究助成申請書（様式1号）及び研究計画書（様式2号）に必要事項を記入し、以下のメールアドレス宛にEメールで送信してください。

なお、申請書様式は、連合会ホームページ会員ページ「注目トピックス」からダウンロードをお願いいたします。

▶申請書類送付先アドレス（社会保険労務士総合研究機構）：souken@shakaihokenroumushi.jp

▶応募締切日：2026年2月27日（金）

※メール件名に「第8回社労士研究助成制度応募」と明記してください。

※Eメール受信時刻が期限内であること。提出期限を過ぎたものは一切受け付けません。

5. 選考結果の通知

運営委員会による厳正な選考のうえ、2026年4月末日までに申請者全員に選考結果を通知いたします。

＜選考基準＞

1. 社労士法第1条の精神に照らし、企業の健全な発達や労働者等の福祉の向上に寄与するとともに、社労士の地位向上に貢献する内容であるか。
2. 先見性に富んだ内容であるか。
3. 実現性のある研究計画であるか。

6. 研究成果（論文）の提出

選考の結果、研究助成の対象となった場合、中間報告として、2026年10月末日までに目次案を社会保険労務士総合研究機構あて（souken@shakaihokenroumushi.jp）にメールにて提出してください。

最終的に執筆いただいた研究成果（論文）につきましては、全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士総合研究機構あてに郵送にて提出していただきます。

（1）研究成果（論文）要領

①文字数：30,000～100,000字程度

※句読点は文字数にカウントしてください。

※参考文献は、必ず明記してください。なお、文末に参考文献を列記する場合、文字数のカウント外としてください（文末に文字数を明記してください）。

②提出形式：パソコンで作成し、A4判横書でプリントアウトし、郵送でご提出ください。

※執筆要領（詳細）については研究助成の対象となった方に別途お知らせします。

（2）提出（郵送）先

全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士総合研究機構

〒103-8346 東京都中央区日本橋本町3-2-12 社会保険労務士会館7階

※封筒の表面左下に「研究成果（論文）在中」と記入すること。

（3）提出締切日 2027年3月31日（水）必着

7. 研究成果（論文）の審査

提出いただいた研究成果（論文）は、以下の評価基準に基づき、運営委員会において厳正に審査いたします。審査の結果は、2027年7月上旬に連合会から直接通知いたします。

＜研究成果（論文）の審査基準＞

1. 設定したテーマにおける先行研究を十分に踏まえているか。
2. 説得力のある論理展開をしているか。
3. 新たな知見を提示しているか。
4. 研究目的が達成されているか。
5. 誤字脱字の有無、文章表現の巧拙等や、執筆要領に即した論文となっているか。

8. 研究助成費の支払

運営委員会における審査において、「可」とされたものについては、研究助成費が支払われます。審査結果によっては、若干の修正等を条件に、研究助成費を支払うこととする場合があります。

9. 研究成果（論文）の公表

研究成果（論文）については、その旨の要旨等を、『月刊社労士』や当連合会ホームページ等で公開するほか、製本版を都道府県会等へ寄贈するとともに、研究助成対象者については、連合会が主催する「社労士社会政策研究会」にご登壇いただき、研究報告を行っていただくことを想定しています。

10. 留意事項

① 以下ア～ウのものは対象外とします。

ア. 他の助成制度から助成されているもの、若しくはその予定があるもの。

イ. 他の機関に既に提出されたもの、若しくはこれから提出するもの（修士論文等）。

ウ. 過去に本助成制度において既に選考を受けたもの（選考結果を問わず）。

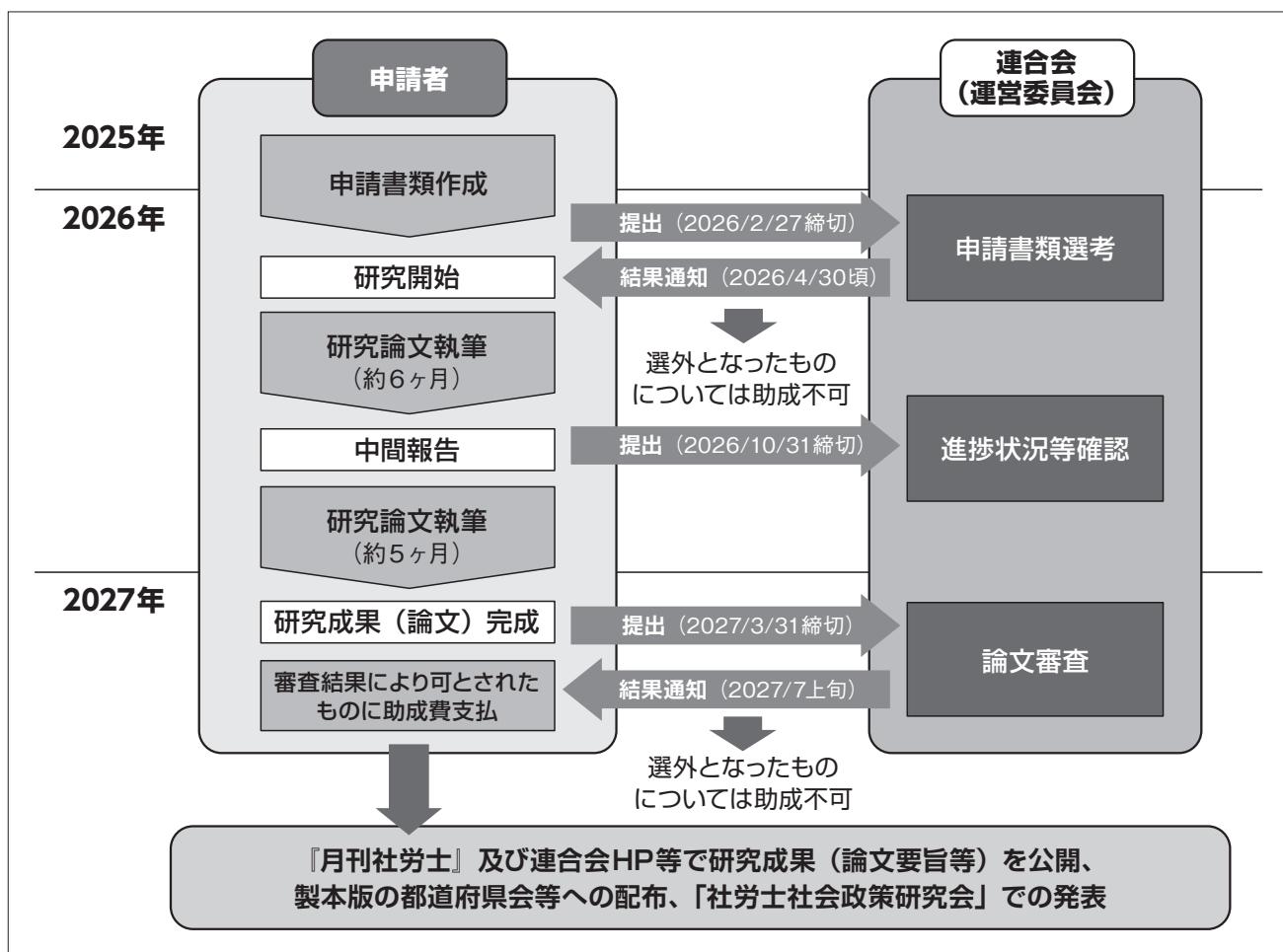
なお、上記ア～ウに該当するものと同一のテーマに関するものであっても、新たな研究と認められるものについては、応募対象とします。その場合、ア～ウに該当する研究と新たな研究の相違点を明示すること。

② 1人につき、同一年度での応募可能点数は1点とします。

③ 連続して応募することは可能ですが、新規応募者を優先します。

④ 選考及び審査結果に関する照会には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

＜助成制度申請から助成費支払いまでの流れ＞



社労士研修システム講座開講のお知らせ

論文の書き方

昨今リカレント教育やリスキリングのため大学院に通われる社労士も多く、「論文」を執筆し、発信する機会が増えている現状があります。

こうした活動は、労働・社会保険諸法令に関する唯一の国家資格者である社労士が、労働・社会保障全般及び人事・労務管理に関する問題点、課題について、その問題点や課題の現場や、その運用の実態を踏まえた考察をし、学術的知見として対外的に発信することを意味し、学問研究に貢献するとともに問題点の改善や課題の克服に資するものであると考えております。

また、社会保険労務士総合研究機構では、毎年、社労士研究助成制度を設けるなど、学術研究の支援を行っているところです。

高度の専門的知識を有する国家資格者である社労士が、その有益な専門的知見を活発に、発信いただくために、本講座を参考にしていただければ幸いです。

講師：松山大学法学部教授
社会保険労務士総合研究機構所長
村田 肇氏

内容：

- ・社会保険労務士が論文を書くことの意義
- ・論文とは
- ・論文を書く際の基本的留意点
- ・論文作成の手順
- ・注の表記の仕方
- ・「論文」を知り「論文執筆」に取りかかる実践的準備作業
- ・おわりに 社会保険労務士への期待

時間：16分

こちらの二次元コードから
研修システムにアクセス出来ます。

